フランスにおけるのれんの会計処理
ー聞き取り調査をふまえてー

2018年3月10日　於 会計ワークショップ

徳賀 芳弘（京都大学大学院経営管理研究科）
米山 正樹（東京大学大学院経済学研究科）
勝尾 裕子（学習院大学経済学部）

研究の動機(1)

- 基本的な会計観を広く共有していると言われる日仏の基準設定主体
  - 包括利益に対する純利益の重視
  - 投資の性質（あるいはビジネスモデル）の違いに応じた評価基準の使い分け

- 他方でのれんの償却・非償却については真逆のスタンスに立脚している両者

研究の動機(2)

- 「日本の感覚」：密接不可分の関係にある両者
  - 「投資のリスクから解放された成果」の把握
  - 「のれんに対する投資の成果が期待の次元から事実の次元へと転化したのであれば、その事実にもとづきのれんを償却しなければならない。」

- 主要なResearch Question
  - 純利益の支持という点で歩調を合わせうるフランスが、のれんの償却問題に限って日本と真逆のスタンスをとるのはなぜか？

調査研究の目的

日本は、作成者を中心に、のれんの規則的償却を求める傾向が強い。国際的にも、ASBJを中心として、のれんの規則的償却＋減損処理を強く主張してきたが、ASAFの会議での発言から分かるように、反対意見の方が多い。特に、フランスの代表は強い反対意見を述べている。日仏の意見の対立の背景は何かを探ることが今回の調査の目的である。

訪問面接調査

(1) 訪問面接調査の必要性

①フランスの会計基準設定主体の「のれんに関する見解」や「その根拠となる理論」について示された文書・論文はほとんどないため、訪問面接調査が有効である。

②フランスにおける「のれんに関する支配的見解の歴史的推移」を考察した研究は複数あるため、それらに基づいて、フランスの会計基準設定主体の見解とその根拠に関する仮説を構築して、訪問面接調査を実施した。

(2) 訪問面接調査のメリット（特に、調査票調査に比べて）

①調査票調査では、質問の意味をどこまで理解してもらえているかが分からない場合が多い。質問を理解して貰えない場合や質問者が調査対象の回答に対して質問を誤解していると感じた場合に、質問の言い換え等によって対処できる。

②面接調査では、調査対象毎に彼らが置かれている状況を知る（聞く）ことができるため、彼らがおかれているコンテクストとの関係で理解できるという利点がある。

③質問票に比べて、多くの質問が可能であり、複雑な質問も可能である。

④別の人間の回答を回避できる。また、調査者が記入するため、誤記入も少ない。

(3) 訪問面接調査のデメリット

①定性的研究であるので、判断の余地がある。普遍化は困難。

②調査対象の考えを内容豊かに、かつ正確に聞き出せるかは、質問者の技量に依存する部分がある。

調査方法：半構造化・訪問面接調査・トライアンギュレーション

(1) 半構造化（semi-structured）調査方法

・構造化調査とは、事前に用意した調査対象に関する仮説に基づいて、詳細な質問票を用意し、それに沿って質問を行う方法（質問票調査に近い方法）であり、非構造化調査とは、逆に、事前に質問内容を定めずに、「対話」の中から調査対象の考えを引き出す方法がある。

・半構造化調査とは、事前に用意した調査対象に関する仮説に基づいて、少数の共通の質問と自由に展開される「対話」の両方から調査対象に関する情報を引き出す方法である。

(2) トライアンギュレーション（triangulation）

・訪問面接調査を行う場合に、相互主観性を高めるためには、異なる利害関係者に質問をする必要がある。

・今回は、主要な調査対象である会計基準設定主体に加えて、公認会計士協会、作成者、及び会計学者を調査対象としたが、調査対象全員に、株主、債権者、従業員、経営者、規制主体、それぞれの視点からみて、のれんの規則的償却・減損と非償却・減損のいずれが望ましい会計処理かを尋ねている。

(3) 個別・エリート・インタビュー

・質問票調査と異なり、個人に対する調査である。

・政策決定に関わるリーダーから直接情報を収集して、当事者の問題認識や考え方を知る、エリート・インタビューである。

先行研究レビュー(1)
－調査方法－

- 検索対象：Google Scholar（日、英）及び CiNii
- 検索用語：「フランス、のれん、会計」
  「フランス、のれん」

（2018年3月2日時点）

	Google Scholar（日）	Google Scholar（英）	CiNii
「フランス、のれん、会計」	226	37000	1
「フランス、のれん」	381	132000	1

先行研究レビュー(2)
－得られた知見－

- のれんの非償却処理の根拠について
  - 20世紀を通じて、のれんは恒久的な資産であり償却の対象ではないと考えられてきたのは、のれんの価値は減少しないという税法における考え方の影響である。
  - フランスの企業は、自己資本に対して相対的に多額の無形資産を有しており、無形資産の償却は負債比率を悪化させるという懸念から、のれんの非償却は実務上も支持されてきた。
- 連結のれんについて
  - 実務において規則的償却が支持された理由は、連結F/Sを作成する大企業にとってはアングロ・サクソン諸国の投資家からの評価を得ることが必要であったためである。
  - 2015年に国内基準が改正され、非償却処理が原則とされた理由は、IFRSとのコンバージェンスのためである。

非償却の根拠(1)

Burlaud et al. (1996)

税法上、買入のれんは価値が減少しないと考えられており、規則的償却は適用されない。フランスでは伝統的に、年度ごとに資産の棚卸が実施されており、プラン・コンタブル・ジェネラルは、期末における全ての資産が現在価値で測定されることを求めている。簿価が現在価値より高ければ、臨時的な切り下げを行うよう規定されている。

Conseil d'Etat（1999）

フランスの企業は、限られた資本と相対的に多額の無形資産を有している。のれんの償却によってこれらの無形資産が減少すれば、企業の貸借対照表の構造に対してマイナスの影響を与えることになる。

Garcia（2011）

20世紀のフランスにおけるのれんの非償却処理は、税法上の取り扱いに強く影響を受けたものであるとともに、企業の資本不足と高い負債比率という実務によって支持されてきた。

非償却の根拠(2)

Garcia et al.（2018）

商法の影響により、のれんは恒久的に保護される無形資産であるとの考えられてきた。のれんは、それにより企業が負債を返済するこという考え方がその根底にある。20世紀を通じて、フランスにおいてのれんが恒久的な資産として捉えられてきたのは、1909年法（Cordelet Act）に起源を有する法的側面に起因する。

Stolowy et al.（2001）

ブランドを償却すべきか否かは、償却処理の意味をどのように理解するかに依存する。償却処理を現在価値を反映するための償却方法である と解するなら、その適用には反対意見が多く、償却処理は認識額を決められた期間にわたって配分するためのものであると解するなら、規則的償却を支持する意見が多い。フランスの基準においては、取得したブランドは暗黙裡に排除されている。なぜなら、フランス基準（CNC1992）において、ブランドは「使用権、パテント…ド…」として資産として挙げられているにもかかわらず、償却対象として「使用権、パテント…の償却」として挙げられていない項目に含まれていないからである。ブランドは取得されたか自己創設によらず、償却すべきではないとされている。

非償却の根拠(3)

ガルシア(2017)

1928年以降、判例では営業権（のれん）の償却は認められていない。フランス商法の考え方によれば、のれんの償却が正当化されるのは、実際の価値の減損が不可逆的かつのれん全体に影響する場合のみとされ、そうした商法の発想により、税法上ものれんの償却は認められてこなかった。

仁木（2012）

フランスでは従来、資産の定義として「財産性」という要素が重視されてきた。プラン・コンタブル・ジェネラル1982年版及び1999年版においては、資産は企業にとって正の経済価値を持つ財産要素と定義され、従来の考え方に変更が加えられた。

藤井（2004）

のれんの非償却によって企業の成長が促進されることになる、という状況認識を根拠として、基準の統一化を消極的ではあるが受け入れる見解が存在する。

非償却の根拠(4)

藤田（2012）

フランスの会計規制は商法を頂点にそれを尊重する形で会計基準が設定され、税法も大きく影響している。2005年に、プラン・コンタブル・ジェネラルにおける資産の定義は「所有権」という法的概念から「将来の経済的便益」という経済的概念に、IFRSとのコンバージェンスのために改訂された。

藤田（2017）

2015年に、非規制市場に対する連結の国内基準が改正され非償却処理に変更された。理由は、非償却処理とされている識別可能資産である「市場シェア」がIAS38の無形資産の定義と合致しないためのれんに含められることが要請され、のれんを非償却としている規制市場に比べて非規制市場が不利にならないようにとの配慮による。

弥永（2016）

フランスでは税法上も、のれんの非償却処理は経済状況に照らして正当化されるという見解が示されている。その背景には、フランス企業の多くが自己資本に対して相対的に多額の無形資産を有しており、無形資産を償却することで資本負債比率を悪化させることに対する懸念が存在する。

連結のれん(1)

Ding et al.（2008）

連結財務諸表における配分残余であるのれんは、CNC（1982）によって、規則的償却が原則と位置付け、実務上も償却方法を採用する企業が多かった。実務において償却処理が選好された理由は、フランスの大企業は米国基準やIFRSに従う必要があり、国際的な評価を得ることが必要であったからである。フランスにおけるのれんの会計基準が少なくとも1985年以降において、米国基準やIFRSに従った理由は、アングロ・サクソン諸国の外国投資家から受ける影響がフランスにおいては非常に大きいからであり、ステークホルダーモデルからシェアホルダーモデルへ移行していることの表れである。

Garcia（2011）

1980年代、フランスの大企業において連結上ののれんについて規則的償却を適用する実務が支持されていたのは、アングロ・サクソン諸国の会計基準の影響である。

Garcia et al.（2018）

2015年にフランスでは国内の会計基準が改正され、連結勘定におけるのれんと個別勘定におけるのれんの双方について、非償却が原則であって償却は例外処理であることが規定された。

連結のれん(2)

Nobes and Norton（1996）

実務上、大企業においては連結のれんを資産計上し、5年、10年、20年、30年、40年の償却期間で規則的償却を行うケースが多く見られる。

Sahut and Boulerne（2010）

SBF250インデックス250社の上場企業における2005年1月からのIFRSへの移行による影響について、無形資産の内訳の変化はあったものの、無形資産の総額に変化はない。無形資産のうち、のれん以外の無形資産が34％減少しているのに対し、のれんは33％増加している。多くの企業が、これまで計上していた無形資産について、IAS38の定義に適合しないことを理由に、のれん勘定に振り替えている。

Stolowy et al.（2001）

実務上、多くのフランス企業が連結時にブランド項目を資産計上している。評価差額のうち、識別可能資産に配分されなかった差額はのれんとして計上される。1998年には、100グループのうち48グループがブランドを資産として計上しており、いくつかのグループにおいては、ブランドの額が総資産の20%にも達している。

連結のれん(3)

大下（2002, 2009）

1990年代の実務では、最大40年の規則的償却と減損処理を併用する企業が多くみられる。無形資産が非償却である一方、残余はのれんとして規則的償却の対象とされることから、のれんの額を低くすることで期間業績への影響を抑えており、のれんと無形資産の配分は経営者の裁量の余地が大きい。

大下（2010）

2004年度末におけるフランス基準ベースののれん総額をIFRSベースで再計算すると、フランス主要30企業全体で23,471百万€（＋18.2%）増加する。のれんの変動要因は、他の無形資産とのれんとの間の再分類と、フランス基準のもとでののれん処理をIFRSのそれに合わせる再計算の2つである。

大下（2017）

最初の連結会計基準(1968年)はフランスの連結会計実務の中から機能的に集約されたものではなく、英米アングロ・サクソン諸国の制度及び実務を参考に策定された。そうした成り立ちは、フランスの連結会計基準がアングロ・サクソン諸国の会計基準の影響を受けやすい体質を生む原因になっている。

村上（2017）

規制市場の上場企業はIFRSによる連結F/S作成が強制されているが、非上場企業については任意であり、IFRSを選択しない非上場企業には、フランス商法及びCRC規則99-02号が適用される。これらは2015年に改正されている。

参考文献

Burlaud, A., M. Messina, and P. Walton. 1996. Depreciation: concepts and practices in France and the UK. *European Accounting Review* 5 (2):299-316.

Conceil d'Etat. 1999. Arret de section du 1er Octobre 1999, req No. 177809, conclusions M. Goulard, *Recueil Lebon 1999*, 290-297.

Ding, Y., J. Richard, and H. Stolowy. 2008. Towards an understanding of the phases of goodwill accounting in four Western capitalist countries: From stakeholder model to shareholder model. *Accounting, Organizations and Society* 33 (7-8):718-755.

Garcia, C. 2011. A brief history of accounting for goodwill in Japan and France: war, tax and accounting practice. *Gakushuin University Keizai Ronshu* 48 (1):45-64.

Garcia, C., Y. Katsuo, and C. van Mourik. 2018. Goodwill accounting standards in the United Kingdom, the United States, France, and Japan. *Accounting History*:1032373217748672.

参考文献

Nobes, C., and J. Norton. 1996. International variations in the accounting and tax treatments of goodwill and the implications for research. *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation* 5 (2):179-196.

Nobes, C. W. 1996. The effects of international differences in the tax treatment of goodwill: A comment. *Journal of International Business Studies* 27 (3):589-592.

Sahut, J.-M. 2010. Have IAS (International Accounting Standards)/IFRS improved the information content of intangibles in France? *Journal of Financial Management & Analysis* 23 (2):52.

Stolowy, H., A. Haller, and V. Klockhaus. 2001. Accounting for brands in France and Germany compared with IAS 38 (intangible assets): An illustration of the difficulty of international harmonization. *The International Journal of Accounting* 36 (2):147-167.

Tranfield, D., D. Denyer, and P. Smart. 2003. Towards a methodology for developing evidence-informed management knowledge by means of systematic review. *British journal of management* 14 (3):207-222.

参考文献

大下勇二、「フランス連結会計基準の国際的調査(9)ー会計処理のオプション(3)ー」、『経営志林』、第39巻第3号、2002年10月.

大下勇二、「フランス連結会計基準の国際的調和(17)」、『経営志林』、第45巻第4号、2009年1月.

大下勇二、「フランス連結会計基準の国際的調和(19)－2005年の国際会計基準/国際財務報告基準（IAS/IFRS）への移行の影響－」、『経営志林』、第47巻第1号、2010年4月.

大下勇二、「フランス連結会計基準の国際的調和(24)－連結会計基準の特徴－」、『経営志林』、第54巻第2号、2017年7月.

ガルシアクレマンス、「フランスにおけるのれん会計の歴史－1895～1965商法および税法の進化を中心に－」、『産業経理』、第77巻第3号、2017年10月.

仁木久恵、「フランス会計基準における研究開発費規定の変遷」、『国際会計研究学会年報2011年度』、第1号、2012年7月.

参考文献

藤井秀樹、「基準調和化時代のフランス会計制度：プランコンタブル・ジェネラルの20年を振り返って」、京都大学大学院経済学研究科Working Paper J-37、2004年.

藤田晶子、「フランスにおける概念フレームワーク」、『會計』、第181巻第4号、2012年4月.

藤田晶子、「会計時評－フランスにおけるのれん非償却化の背景」、『企業会計』、第69巻第7号、2017年6月.

村上宏之、「フランスにおける連結財務諸表の表示」、『松山大学論集』、第29巻第2号、2017年6月.

弥永真生、「のれんの償却－会社法の観点から－」、『商学論究』、第63巻第3号、2016年3月.

インタビューの対象

- ANC (Autorité Des Normes Comptables) (11/30)
  - Patrick de Cambourg氏 (Président)
  - Cédric Tonnerre氏 (Directeur technique)
  - Valérie Viard氏 (Directeur de la recherche)

- Institut national des techniques économiques et comptables (12/1)
  - Alain Burlaud氏
    (Professeur émérite du Cnam)
    Conservatoire national des arts et métiers

インタビューの対象

- CSOEC (Conseil supérieur de l'ordre des experts-comptables) (12/1)
  - Véronique Collard氏
    (directrice des études comptables)

- Orange S.A. (Société Anonyme)
  - Pascal Stordeur氏（書面による回答のみ）
    (Credit Manager Groupe, Equipe Support Finance)

事前の準備作業

- 学習院大学国際社会学部 ガルシア・クレマンス准教授による報告とそれに続く討論
  - 福井県立大学経済学部 山下 知晃助教
  - ASBJ専門研究員 山口奈美氏ほか

- 明治学院大学経済学部 藤田晶子教授への聞き取り調査（勝尾・米山）

準備作業から得た知見

- フランスでのれんの非償却が支持されている理由に関する「もっともらしいシナリオ」
  1. フランスでは、税法(およびその背景をなす商法)の企業会計に対する影響が強い。その税法が、のれんを土地のように減価しないものとみなし、その前提にもとづいて規定を設けてきたことが会計上の非償却と結びついたのではないか？
  2. フランスでは、2015年に、国内会計基準におけるのれんの会計処理が個別と連結とで統一され、その過程で連結の実務と関わるIFRSの影響を受けたのではないか？

具体的な質問事項

- 詳細は補助資料を参照。要点は以下の通り。
  1. 税法や会社法の影響（有無と程度）
  2. そもそものれんの償却・非償却がどれほど深刻な問題と受け止められているのか。
  3. のれんの非償却はフランスの会計基準（の体系）を支えている基礎概念との整合性という観点から支持されているのか、それとも（理論はともかく）実践上の便宜が図られたのか。（前者の場合、のれんの非償却を導く理論とは何か）
  4. そもそも「のれんは減価する」という事実認識自体に彼我の差がみられるのではないか。

具体的な質問事項（続）

5. 識別可能な無形価値（とりわけ減価が緩やかで、合理的に予見しうる期間にわたり事実上永続するといいうる無形資産）とのれんとが混然一体として把握されていないか。
6. 日仏間における会計観の共通点・相違点をフランスの側はどのように認識しているのか。
7. 利害関係者によって償却・非償却の選好は異なるのではないか。（フランスにおけるのれんの非償却は利害関係者の総意というよりロビーイングの結果ではないか。）
8. 特定主体にとって好ましい経済的帰結（償却負担の軽減など）が非償却を選択させたのではないか。
9. 非償却の選択は歴史的経緯によるもので、かりに「ゼロベースの選択」が可能なら償却が選ばれるのではないか。

RQに沿った発見事項(1)
(Research Question)

- 「日仏は基本的な会計観を共有している」という前提自体に向けられた疑義
  - 「会計観を共有しているのに、なぜのれんの償却・非償却に限って見解が分かれるのか」という当初のResearch Questionに対し、インタビューの結果は「そもそも会計観が必ずしも一致しておらず、その違いが償却の要否に関する見解の相違に現れている」ことを示唆していた。

RQに沿った発見事項(2)

- 「会社は誰のものか」という基本的な価値観にみられる相違
  - 日本では主として投資家を念頭に置いた財務報告
  - フランスでは「会社は社会全体のもの」という前提に立った財務報告
  - のれんの償却・非償却のそれぞれがどのような利害関係者に好まれるか、という議論においては、「従業員の視点」に立った回答が得られた。

RQに沿った発見事項(3-1)

- 「のれんは減価する」という基本的な前提にみられる相違
  - 日本では「のれんはいずれ減価する」という事実認識が広く受け入れられている。
  - フランスにおけるインタビューの結果は、「一部ののれんは事実上永続する」というコンセンサスの存在を示唆するものであった。

RQに沿った発見事項(3-2)

- 「一部ののれんは減価しない」とした場合、それを非償却とすることが及ぼす影響：自己創設のれんの許容
  - たとえのれんが減価しない（合理的に予見しうる期間においてのれんは事実上減価しない）としても、そこで買い入れのれんが自己創設のれんに置き換わっていれば、「非償却」の選択は自己創設のれんの計上を許容することとなる。インタビューの回答は、この点について以下の可能性を示唆していた。

RQに沿った発見事項(3-3)

- 「非償却」が自己創設のれんの計上に結びつくと知りながら、フランスにおいてその計上が必ずしも否定されていない理由
  - 想定可能な説明(a):自己創設のれんの計上を否定する理由が日本とフランスとで異なっているのではないか。例えばフランスでは「意図的な簿価の切り上げにもとづく場合は認められないが、時の経過とともに結果的に計上される場合はよい」と考えられているのではないか。
  - 想定可能な説明(b):投下資金(すなわち取得原価)の範囲内であればよい、と考えられているのではないか。(cf.減損処理における使用価値での評価)

RQに沿った発見事項(3-4)

- 「非償却」が自己創設のれんの計上に結びつくと知りながら、フランスにおいてその計上が必ずしも否定されていない理由(cont.)
  - 想定可能な説明(c):フランスでは(買い入れ)のれんをいわゆる「取替法」の適用対象資産とみているのではないか。
    - ただしインタビューにおいては「のれんを償却しない理由として意味を持つのはどのような議論か」という質問に対し、「取替法の適用資産と等質的だから」という選択肢はほとんど支持を得られなかった(より正確には、ほとんど理解されなかった)。

RQに沿った発見事項(4-1)

- 「規則的償却」の位置づけに係る見解の相違(1)
  - 買い入れのれんは実物財に置き換わり、その過程を通じてのれんの価値は減少していく。規則的償却は投下資金の回収余剰をとらえる必要から導かれてくる「原則的な方法」である(日)。
  - 規則的償却は、資産を直接的に評価する手法としての減損処理の代替的な手段であり、簡便法に過ぎない。(仏)
    - ◆減損会計の適用は(中)小企業にとって困難である旨と資産の適正評価が重要である旨のコメントが多く聞かれた。
    - ◆上記の事実は、フランスにおいて、「償却」と「非償却」とが必ずしも対等な選択肢とみなされていないことを示唆している。

RQに沿った発見事項(4-2)

- 「規則的償却」の位置づけに係る見解の相違(2)
  - フランスではなぜ「減損処理の代替手段」あるいは「簡便法」と位置づけられているのか？

    ◆報告者による推察(a)：財産法の思考を色濃く反映したフランスの会社法や税法の影響を受けているのではないか。

    ◆報告者による推察(b)：資産・負債観（資産・負債アプローチ）を字義通りに適用する必要性が根付いているのではないか。

RQに沿った発見事項(5-1)

- その他の発見事項(1)
  - J-GAAPを支える会計観に関する認知の低さ
    （ANCメンバーを例外として）
  - 会計処理の選択（規則的償却か、非償却か）が
    生み出す会計数値の違いが、翻って、そもそも
    M&Aを行うかどうかの意思決定に影響を及ぼす
    可能性（例：非償却が許容されればM&Aを実施するが、
    規則的な償却が強制されればM&Aを断念する可能性）
    に関する意識の低さ

RQに沿った発見事項(5-2)

- その他の発見事項(2)
  - ANCメンバーを中心に、いったん非償却とした決定を短期間のうちに覆すことは、会計基準の安定性（およびそのことを通じた予見可能性）という観点から望ましくない、というコメントが多くみられた。

発見事項の総括(1)

- 顕在化した基本的な利益観の相違
  - 基本的な利益観を共有しているものの、もっぱら「非償却を促す法的思考の存在」あるいは「F-GAAPに対するIFRSの相対的な影響力の強さ」などによって、規則的償却か、それとも非償却かの選択に差異が生じているのではないか、という「当初思い描いていたシナリオ」の当てはまりは芳しくなかった。

発見事項の総括(2)

- 顕在化した基本的な利益観の相違（続）
  - むしろ基本的な会計観やのれんをめぐる基本的な事実認識に日仏の相違がみられた。
    - ◆財務報告の目的は何か：誰のための財務報告か（会社の存在意義は何か）
    - ◆のれんは減価するのか
    - ◆自己創設のれんの計上が禁じられる理由は何か
    - ◆規則的償却に「適切な業績評価」という観点から固有の存在意義を見出せるのか

今後の検討課題(1−1)

- 経験的な証拠の収集
  - ➢財務報告の目的や会社の存在意義に関する日仏の事実認識はどう異なるのか。
  - ➢フランスにおいて一部ののれんは減価しないのか。
    - ◆市場関係者がどう認識しているのか / 実際に「減価しない」といいうるのれんが存在するのか（←区分すべき異なる問題）
    - ◆「のれん」の概念について認識の共通化は図られているか。のれんとその他の無形資産との境界線は日仏で共通か
  - ➢自己創設のれんの計上が禁止される理由はどう異なるのか。
    - ◆「禁止すべし」という結論は共通している。
    - ◆他方でインタビュー結果の一部は、「禁止する理由も共通している」という事実認識と矛盾している。

今後の検討課題(1-2)

- 経験的な証拠の収集
  - ➢規則的償却はなぜ簡便法とみなされているのか
    - ◆そもそも「簡便法」という位置づけが広く受け入れられているのか。
    - ◆かりに「簡便法」とみなされているとして、それは「ストック指向」の利益観に根差したものなのか。（フランスにおいてのれんをめぐる会計問題は、「償却か、それとも非償却か」というフロー指向の発想ではなく、「どうすれば適切に評価しうるのか」というストック指向の発想に根差しているのか）

今後の検討課題(2)

- 分析結果の補強
  - ➢追加的なインタビューの実施
    - ◆フランスにおける継続調査
    - ◆他国における調査と調査結果の国際比較
  - ➢フランスで共有されている利益観の析出（代替的な手法の模索）（徳賀）
    - ◆多次元尺度構成法とクラスター分析
    - ◆コンテンツ分析
      - ■ いずれもフランス代表のASAF会議における発言を対象とした分析である。

Ⅰ　日本とフランスの見解の相違　－ASAF会議における発言に基づいて－

(1) 発言における日仏の距離（発言の対立度）

①分析対象期間：2014年3月～2017年12月の16回のASAF会議

②分析対象：ASBJが作成した議事録における176の議題に関する各国の968の発言。
他にIASBの議事録もあるが、発言国が明記されていないので今回は使用していない。

③分析方法：各国の発言について、強い反対(1)、弱い反対(2) 、中立(3)、弱い賛成(4)、及び強い賛成(5)の定量化を行い、同じ議題について発言した際の差を合計して、1議題当たりの平均的な距離を求める。

	アジア	オーストラリア	中国	フランス	ラテンアメリカ	南アフリカ	イタリア	ドイツ	カナダ	欧州	日本	米国
アジア・オセアニア		0.88	0.77	1.66	0.90	1.09	1.54	0.93	0.94	1.09	1.27	1.20
オーストラリア	0.88		0.90	0.92	2.14	0.97	1.68	0.84	0.85	1.55	1.67	0.98
中国	0.77	0.90		1.20	1.45	2.30	1.67	0.98	1.05	1.28	1.67	1.51
フランス	1.66	0.92	1.20		0.75	1.13	2.44	0.96	1.07	1.03	**1.46**	1.86
ラテンアメリカ	0.90	2.14	1.45	0.75		1.46	1.64	2.72	1.06	1.21	1.32	1.00
南アフリカ	1.09	0.97	2.30	1.13	1.46		0.82	1.00	2.53	1.26	1.70	1.23
イタリア	1.54	1.68	1.67	2.44	1.64	0.82		1.18	1.30	2.08	1.56	1.21
ドイツ	0.93	0.84	0.98	0.96	2.72	1.00	1.18		0.79	0.96	1.71	1.29
カナダ	0.94	0.85	1.05	1.07	1.06	2.53	1.30	0.79		1.07	1.52	2.00
欧州（EFRAG）	1.09	1.55	1.28	1.03	1.21	1.26	2.08	0.96	1.07		1.28	1.39
日本	1.27	1.67	1.67	**1.46**	1.32	1.70	1.56	1.71	1.52	1.28		1.49
米国	1.20	0.98	1.51	1.86	1.00	1.23	1.21	1.29	2.00	1.39	1.49	

日本とフランスの見解の相違 –ASAF会議における発言に基づいて–

(2) 本分析の結果

①発言回数

・日本の発言回数はASAFメンバーの中で一番多い（130回）。

・EFRAGが二番目（111回）。米国が三番目（105回）。

国または地域	日本	EFRAG	米国	オーストラリア	中国	ドイツ	アジア	カナダ	南アフリカ	英国	フランス	イタリア	ラテンアメリカ	合計
発言数	130	111	105	94	80	79	78	77	60	43	42	35	34	968

「注」フランス・イタリアの発言は2015年から。英国は、途中でメンバーから外れた。

②日本とフランスとの立ち位置の距離

・日本から見て、フランスの立ち位置は他国に比べて遠い。

・日本から見て、フランス以外の国の立ち位置も遠い。他のすべての国と遠い。

・フランスから見て、日本の立ち位置は他国に比べて遠い（かなり頑健）。

・フランスから見て、日本以外の国の立ち位置は近い。

・上記の結果に関して、頑健性を見るために、架空の議題を想定して、日仏の距離の最も近くなるまで、「他国が発言をせず、日仏が議題に同じ意見を示した」というダミーを入れて、必要な議題数を調べたところ、日本から見た場合のフランスの立ち位置は4議題で最接近するのに対して、フランスから見た場合の日本の立ち位置は25議題追加しなければならないことが分かった。つまり、フランスから見た日本の立ち位置の遠さは頑健であることが分かった。

日本とフランスの見解の相違 －ASAF会議における発言に基づいて－

1．発言全体における日本と各国の距離（発言の対立度）

発言なしを「中立」に分類した場合の知覚マップ

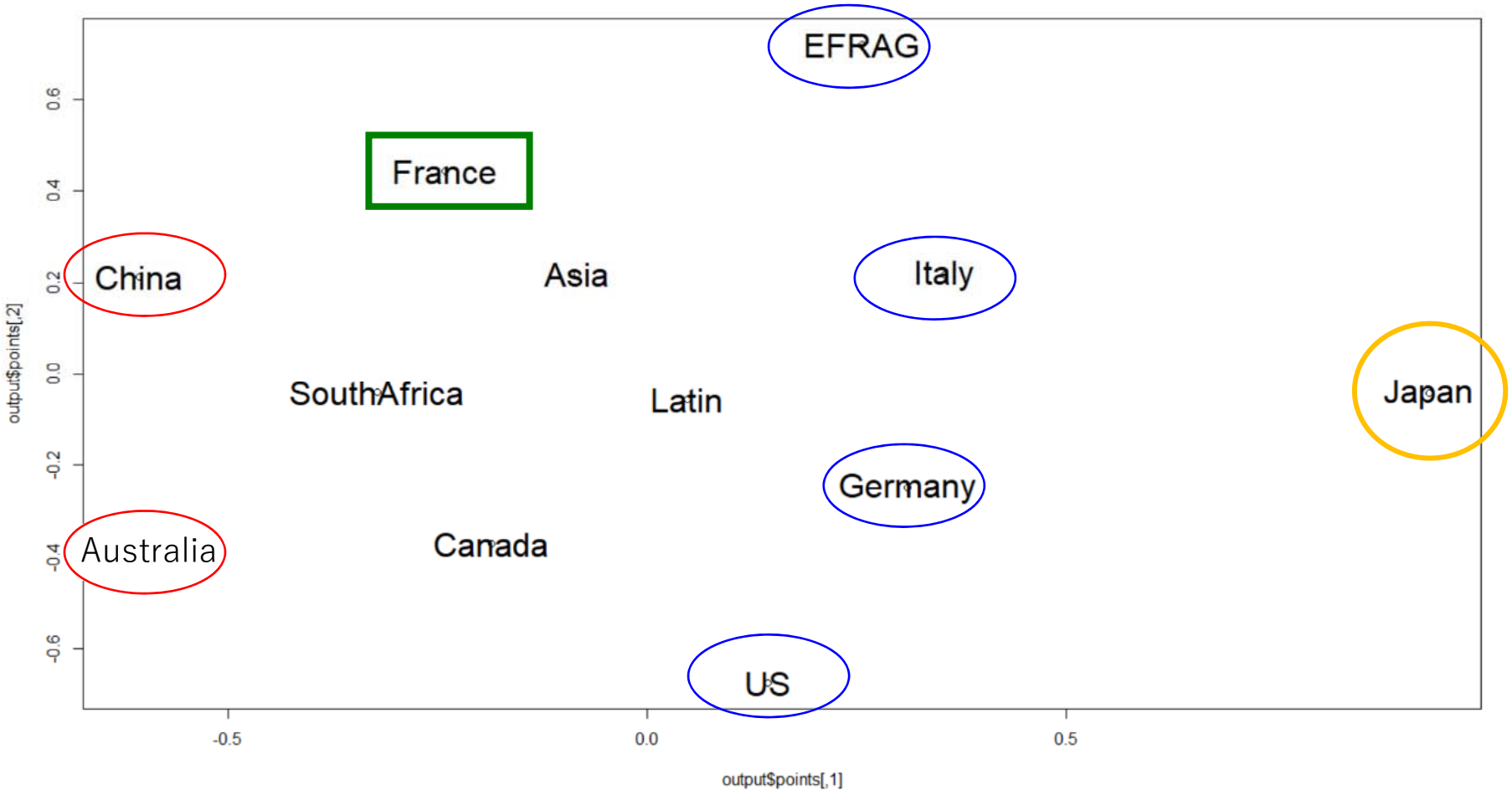

発言なしをサンプルから外した場合の知覚マップ

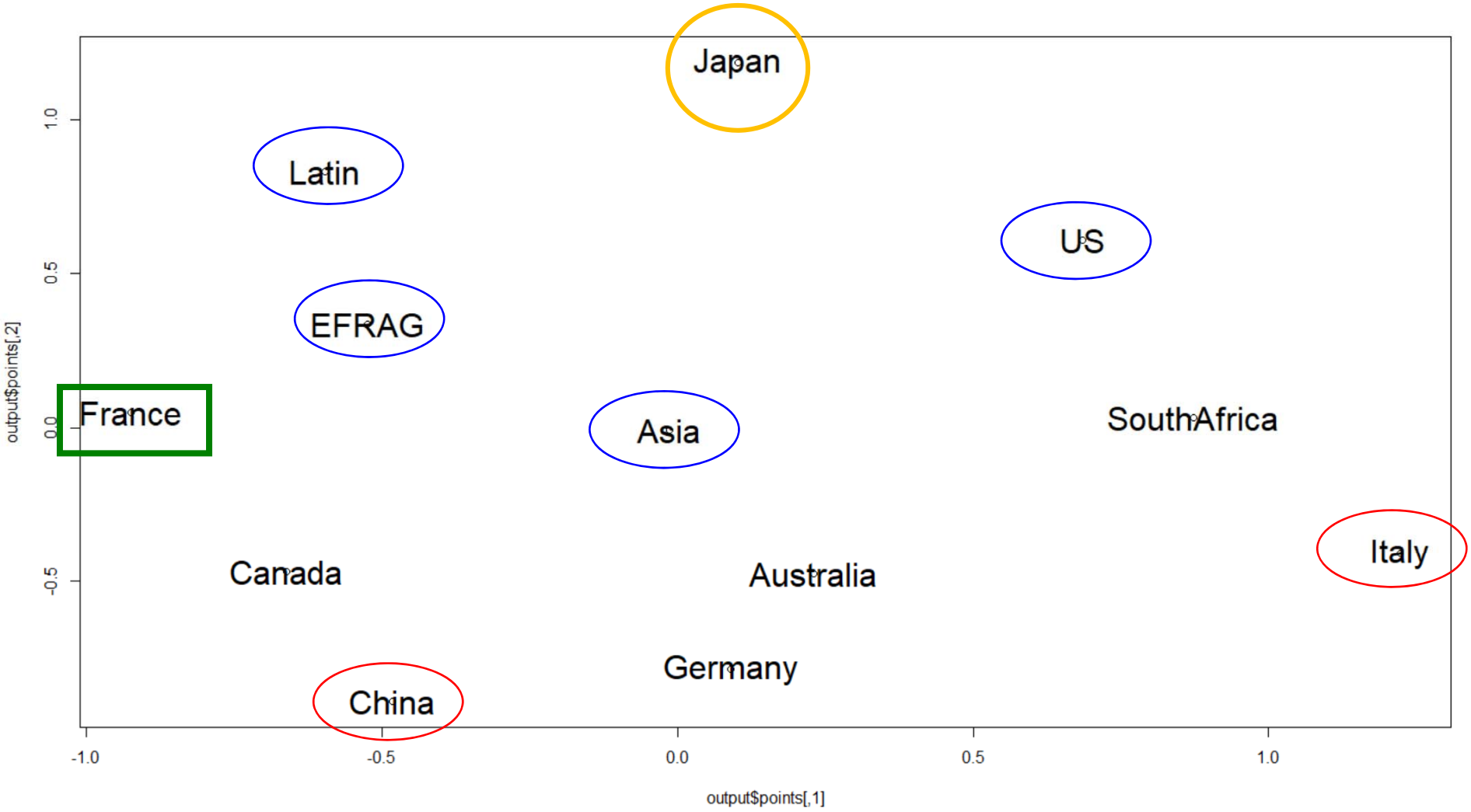

研究（データ）の限界とその克服の努力について

(1) 質的なデータであるので、発言を、「強い賛成」・「弱い賛成」・「中立」・「弱い反対」・「強い反対」に分類する際に、主観が介入する。

→①ASBJの要約では、これらの分類はかなり明確である。②2人で判断を確認し、判断の分かれる場合にはさらに第三者の判断を求めて、総合的に判断した。③IASBの要約（発言国が示されていないが、類推して）と付き合わせて、判断を確かめている。

(2) 重要な議題もそうでない議題も、同様の重みでカウントされている。

→解決困難であるが、研究主題との関係で何が重要かを決めて、細かく見ることは可能。

(3) 一つの議題で複数の論点を提示された場合に、複数の議題としてカウントするかどうかに、分析者の主観が介入する虞がある。→2人の人間で判断を確認した（3人で確認をする予定）。

(4) ASBJが要約しているため、日本の発言が相対的に詳しく書かれている（賛成・反対の用語の頻度を問題にしていないため、発言の長さ自体は結果に関係ないが）。他の国は、賛成・反対が明確にされているのに対して、日本の発言は賛成・反対両論の場合があり（中立に分類）、そのために日本の発言が他の国から離れやすくなっている可能性がある（実際に中立の発言が多いという可能性もある）。 →ASBJに確認する。

(5) 発言しなかった国をサンプルから除いた場合、サンプルに欠落が生じる一方で、発言しなかった国を「中立」に含めた場合、「黙っていたけど賛成」というパターンを誤分類する恐れがある。

→ASBJによって、別途、賛成国は××という整理がなされているため、「黙っていたけれど賛成」というケースは少ないと判断できる。

参考１

2014年～2017年　ASAF会議の議題

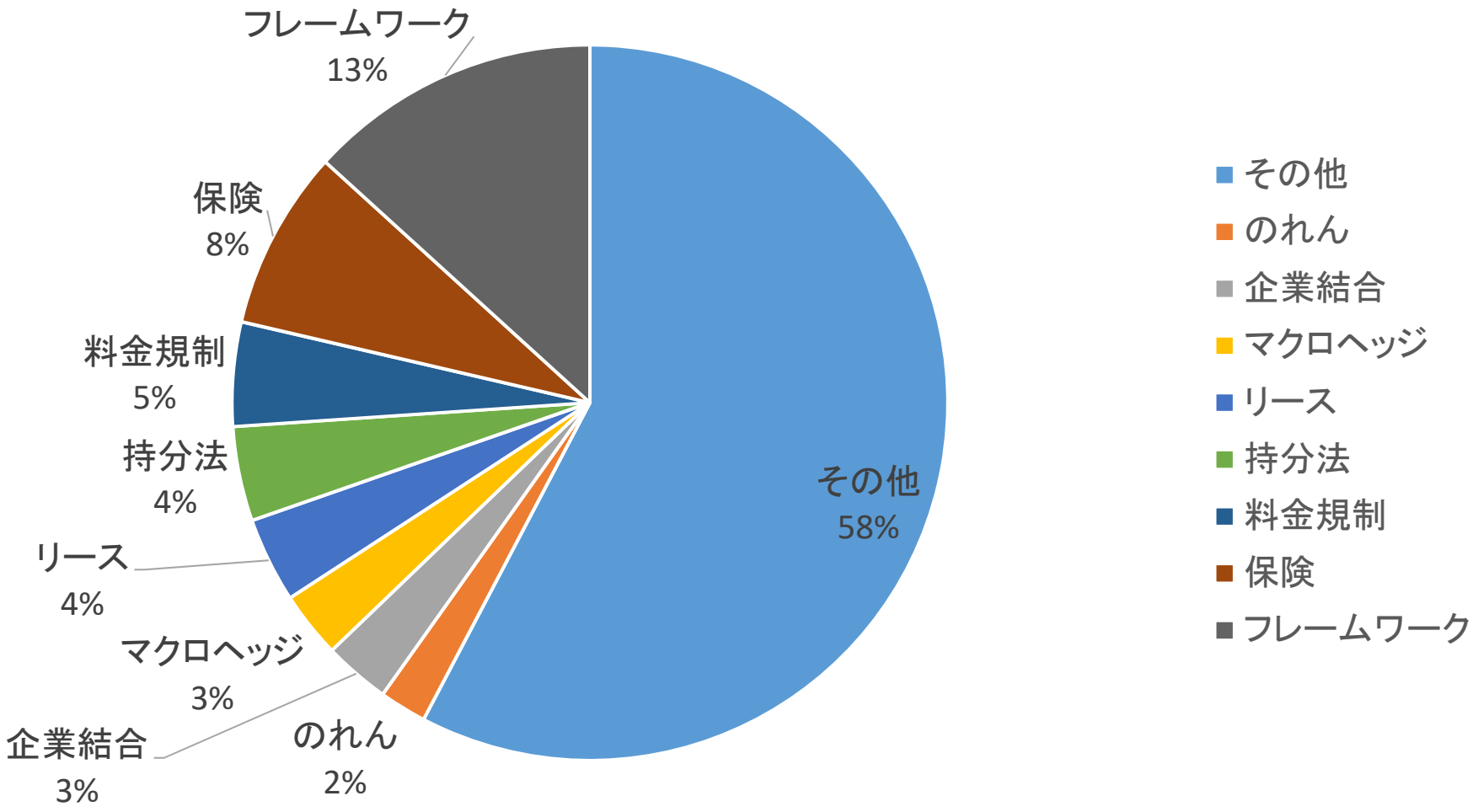

参考 2

多次元尺度構成法について

個体間の距離行列から、平面上の各点の位置を計算する手法。
例えば、東京・大阪・京都の各都市間の距離を行列にしたものを用いて、各都市の位置を地図上に表示するような手法である。

本サンプルの各国間距離は実際の距離ではないため、知覚マップの作成に際してはCOMMON関数を用いて距離を調整した。

※COMMON 関数について
求めた距離行列の各要素を $d_{i,j}$ としたとき、以下で示されるストレスを最小化するような k 次元上(ここでは、二次元の知覚マップを求めたため平面上)の距離行列$\hat{d}_{i,j}$を満たす座標を求める関数。

$$STRESS3 = \frac{1}{\sum_{i \neq j} \sum d_{ij}} \sum_{i \neq j} \sum \frac{(d_{ij} - \hat{d}_{ij})^2}{d_{ij}}$$

Kruskal, J.B.(1964): Multidimensional scaling by optimizing goodness of fit to a nonmetric hypothesis. Psychometrika, Vol.29, 1-27.によれば、ストレスは 0.2 で悪い(poor)、0.1 でまずまず(fair)、0.05 でよい(good)と言われており、本サンプルでのストレスは 0.083 なのでまずまず～よい適合度の知覚マップである。

参考 3
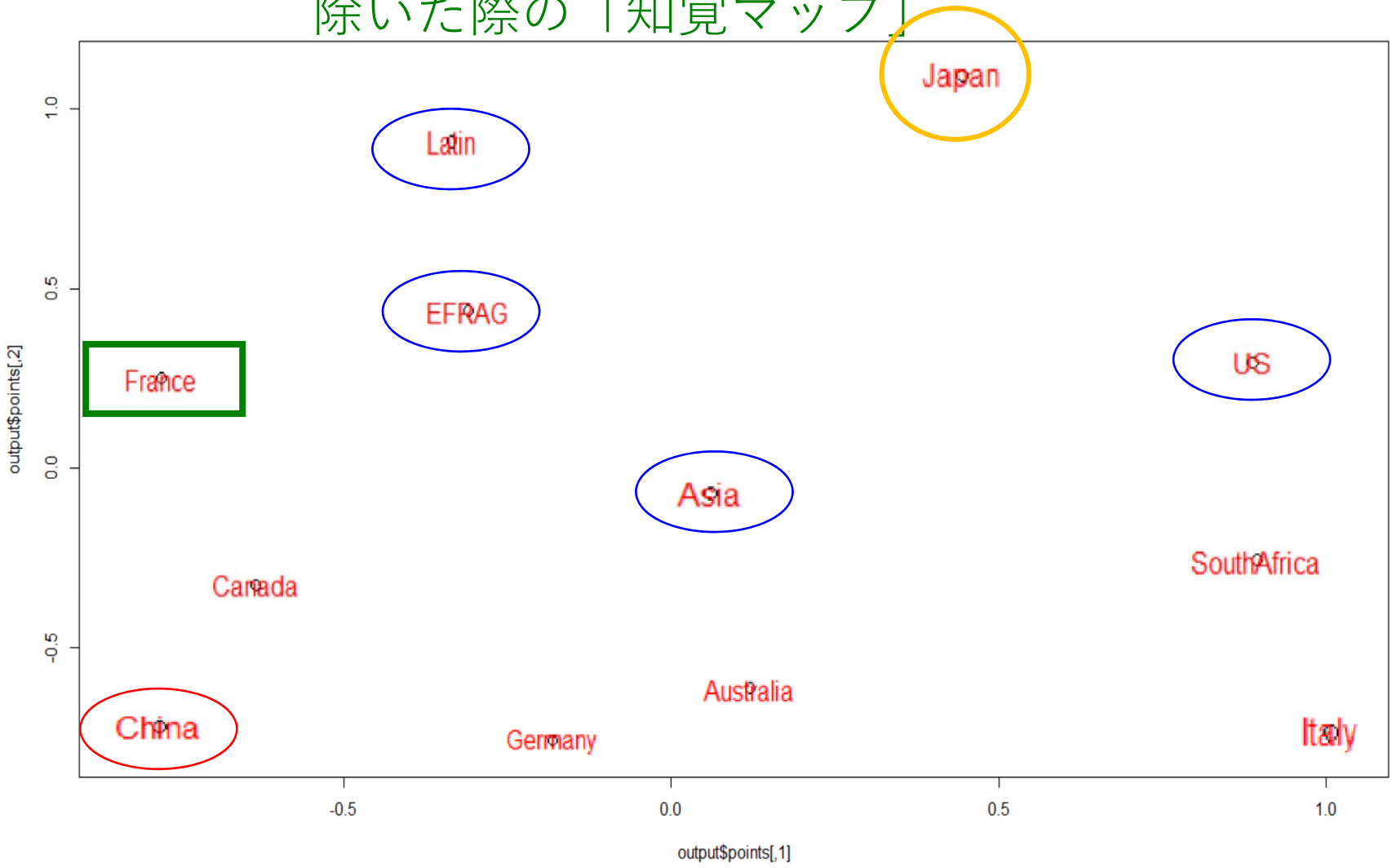
のれんに関する議論をサンプルから
除いた際の「知覚マップ」